

あいち民研公開シンポジウム

■ 子どものいのちを守るために

—児童虐待のリアルと向き合う—

10月20日、名古屋市公会堂で「あいち民研公開シンポジウム」が開催されました。26名の方が参加され、熱心な議論が交わされました。その概要を紹介します。

今、児童虐待が大きな社会問題となっています。東京都目黒区の船戸結愛ちゃんの虐待死事件、千葉県野田市の栗原心愛ちゃんの事件、愛知県でも昨年1月、豊田市で三つ子の次男を投げ落として死亡させた事件が起きています。あいち民研は今年度の方針の中で特に留意する点として「児童虐待・自死事件の検証」を設定しました。その第一弾として総会で富田正美さんから記念講演をしていただきました（その記録はあいち民研のウェブサイトに掲載していますのでご覧ください）。その狙いは虐待の様々な様相を知り、広く関心を持つこと、虐待を見かけたらすぐに通報すること（189＝イチハヤク）、オレンジリボンの啓発活動の紹介でした。

今回のシンポジウムは総会講演を受けて、児童虐待の具体的な現場の様子、事例、統計など虐待をリアルなレベルで理解することを目的として構想しました。今回のシンポジウムを通して、児童虐待を私たちの身近な問題としてとらえ、児童虐待に的確に対応でき、さらには児童虐待が生じないような子育て・社会の在り方について考えることにまでつなげていきたいと思います。（当日の様子は、10月25日付けの「しんぶん赤旗」で詳しく紹介されました。）

■ 子どものいのちを守るために

～児童養護施設内の暴力、性暴力と向き合う～

萬屋育子さん（CAPNA(子どもの虐待防止ネットワークあいち)理事)

90年代に児童虐待が表面化した。当時の児童相談所は親からの相談が中心だった。そのため虐待を受けている子どもがいても親の意に沿わない保護は行われなかった。その結果虐待死が起きることもあった。95年にCAPNAが設立され、電話相談を開始した。電話は鳴りっぱなしだった。児相に連絡しても動いてくれないという内容が多かった。2000年に児童虐待防止法が施行され、児相の体制などが強化された。

児童虐待の防止等に関する法律の条文を見ると現行の条文でも子どもを守ることはできる。児相長の権限（「児相長は必要があると認めるとき」に一時保護を行うことができる。一時保護の決定から実行、施設入退所すべてすべて児相が行う）を使えば虐待からの保護はできるはずで、すべきだ。しか

し、関係機関の連携・協働の網の目から漏れたときが危険だ。転居家族は実態が把握しにくい。子どもが生まれたとき、特に第一子との関わりが重要だ。「妊娠中からの切れ目のない支援」が不十分だ。支援が必要な家族をキャッチしたら継続的な支援が必要だ。「母子手帳」はリスクの高い家族を把握するために有効だ。しかしその後のフォローが弱い。アメリカは毎週2時間、何年間もフォローしている。虐待死で多いのは0歳児、中でも出産直後0日児が最多だ。そのため「赤ちゃん縁組み・特別養子縁組み」(＝愛知方式)が考えられた。

児童養護施設内の子ども間暴力、性暴力問題の実態は不明だが、各施設は懸命に対応しているが解決は難しい。熱意のある職員が対応スキルを磨き実践しているが解決に至らない。2歳ぐらいから施設で暮らしている「ベテランの子ども」には職員はかなわない状況がある。他の施設では加害児童を退所させて当面の解決を図ってきた。そこで考えられたのが「安全委員会方式」である。同方式とは、「すべての暴力に対応する」「合い言葉 ①叩くな、けるな、口で言おう ②優しく言おう ③相手が悪くてもたたいてはいけない。」「外部を入れて風通しを良くし、組織をあげて、子どもの安全を守り抜く」というものである。実際の活動は、施設の職員が毎月聞き取りをする。毎月外部委員が入った会議で審議し、出来事に応じて対応を決める。どのように対応したのかを子どもたちに知らせる←聞きっぱなしにしない、というものである。安全委員会の役割は、施設をモニターし、サポートする。子どもたちの成長のエネルギーを引き出す。暴力、性暴力から子どもを守り、大人も守られるというものである。

導入した施設では、中高生の大きな暴力は早いうちになくなっている。DV夫、虐待親にならない練習にもなっている。私に関わっている導入施設では暴力、性暴力の再発は今のところ起きていない。全国で33施設が導入しているがなかなか広がっていかない。

家庭教育推進、施設の小規模化で暴力、性暴力の問題は解決しない。

- せっかく保護した子どもたちを被害者にも加害者にもしてはならない。
- 施設内の暴力、性暴力を放置することは子どもたちを虐待・暴力から保護したことにならない。
- 社会的養護の場はまず「安全安心」を最優先すべき。

■ 児童虐待事例に見る子ども・保護者(家庭)の実態

一名名古屋市児童相談所における重大事例を通して一

山田麻紗子さん(人間環境大学)

家裁の調査官を長く務め、16年前に大学に移った。豊田の事件の鑑定書も書いた。児童虐待の内容を具体的に示したい。

児童虐待の通告は、①家庭その他からの相談②要保護児童を発見した人からの通告③区役所(福祉事務所)からの送致④警察等からの送致で行われる。通告されると原則48時間以内の安全確認が行われる。同時にリスクアセスメントが実施される。レベル4(緊急一時保護を検討)、レベル3(一時保護を

検討)、レベル 2(在宅指導)、レベル 1(レベル 2 よりも軽度)。重大児童虐待事例は、レベル 4 と 3 の重症度の高いものである。

名古屋市の児童虐待事例を 2006 年度、10 年度、12 年度、15 年度のデータを用いて分析する。

15 年度の被虐待児の年齢は、0 歳から 6 歳までが突出して高い。15 年度の虐待種別は、身体的虐待が 45. 5%、心理的虐待が 26. 2%、ネグレクトが 25. 6%、性的虐待が 2. 7%で、心理的虐待が件数で前回から 4 倍以上に増加している。虐待者の状況では、「実母」「実父」が 9 割近い。母数の少ない「母の内縁の夫」「養父」「継父」家庭が上位を占めるのは、ステップファミリーなど、家族関係の流動性が高く、安定した関係の構築が難しい家庭の中で虐待が起こりやすいことを示唆している。

分析した事例をまとめると、1. 対応事例の 6 割近くを乳幼児 (0~6 歳) が占める。2. 複合した虐待の見られる事例が、5 割を超える。3. 兄弟がいる場合は、本児だけでなく他も虐待を受けている事例が 7 割以上である。4. 心理的虐待の増加とそれへの対応が今後の課題の一つである。5. 生命の危機に係る重大なものから軽微なものまで広範囲で、子どもの生活全般に係るが、発見が難しく常態化しやすいなどの特徴を持つネグレクト事例への適切なリスクアセスメントや対応が、今後の重要課題である。6. 家族形態が大きく変化し、新たな家族関係を構築するなどの困難な問題を抱えたステップファミリーへの支援も、課題である。

2011 年に起きた同居男性による中 2 男児虐待死事件は、ネグレクト状態が初回通告以前から常習化し、母の犯罪や問題行動、親族からの孤立化、同居男性の DV など、多様で深刻な問題が顕在化していた深刻な事例だ。初回通告受理時およびそれ以降のリスクアセスメント、子どもに対する目視の安全確認だけでなく、母や同居男性の成育史、生活状況、性格・行動傾向、家族間の人間関係などを的確に把握した上での、児相主導による介入・支援が不可欠であった。同居男性の児相に対する上辺の姿勢、同居男性・母をかばう長男の嘘言に惑わされず、2 児を早期に一時保護すべき事例だった。

特に重大事例においては、虐待者の問題に加え、ひとり親、経済問題、夫婦間暴力 (DV) や不和、社会からの孤立、虐待者の被虐待経験、犯罪や逸脱行為等の問題を、複合的に抱えた家庭状況が、本事例だけでなく多くの背景にある。

子どもの「家出」「金銭の持ち出し」「虚言」「万引き」などの行為の裏に虐待や家に居られない事情がある場合が多々ある。問題行動よりもサイン (SOS) と受け止め、保護の手を差し伸べる必要がある。

■ 児童虐待と向き合い、子どものいのちを守ることにどう関わっていくか

折出健二さん(愛教大名誉教授)

厚労省は児童虐待の現状を、1. 児童虐待相談対応件数の増加、2. 相次ぐ児童虐待による死亡事件、3. 児童相談所、市町村での相談体制の不足、4. 社会的養護体制の不足とまとめている。

課題として、「発生予防」のために、虐待に至る前に、気になるレベルで適切な支援(育児の孤立化、育児不安の防止)。「早期発見・早期対応」として虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応。「子どもの保護・支援・保護者支援」として、子どもを安全を守るために適切な一時保護、親子再統合に向けた保護者への支援、社会的養護体制の質・量ともの拡充をあげている。

厚労省の記述を見る限りでは、子どもの人権・権利の保護と尊厳の徹底という観点が弱いのではないか。社会的に発生する「負の問題」だから対処する、の構えではないかと思えるほどに、子どもの権利を守ってこそ「しあわせ」を守ることができる見地が弱い。

児童虐待の検証から、「児童虐待のとらえなおし」が必要だと思う。虐待(abuse)は、ある社会的環境の影響下で、養育者が自分の感情的代用物として我が子を扱い、力を乱用する行為(暴力)である。暴力を繰り返す養育者自身が家族から、また周りから「リスペクト」をうけることなく育ってきたことがある (J. ギリガン、社会学者)。

児童虐待の背景要因として次のことが挙げられている。

- ① ひとり親家庭 ② 子どもにとって実親ではない者が家庭内に入ってきた場合 ③産後うつ病
- ④ 父母の不仲 ⑤ 経済的要因 ⑥ 望まない妊娠 ⑦ 子どもの障がい ⑧ 養育者の孤立⑨ 世代間連鎖 ⑩ 精神的障害や心的外傷 (トラウマ)

(斎藤幸芳・藤井常文編著『児童相談所はいま～児童福祉司からの現場報告』ミネルヴァ書房、2012年)

今までに、A市ネグレクト4歳女児死亡事件、B市双子虐待死事件、C市乳児虐待死事件、D市父子心中事件等の検証に委員として関わってきた。これらの児童虐待事件から次のことが言える。

1. 養育者が孤立し窮地に立たされるときに、子どもへの暴力が生じやすい。子どもの生活実態、その家族関係や構図全体を多面的に分析し、介入の根拠をはっきりさせるとともに、児相においては措置解除の方針も「なぜそうするか」「支援をどうするか」の論議を踏まえて立てる。

2. 虐待により精神的な支配におかれると、子どもは「親が怖い、帰りたくない」とは言えず(孤立無援感から)逆に親元にいることを欲しているかに見える。しかし、子どもの権利擁護(子どものいのちを守る立場)とトータルな生活実態から見て判断する。

3. 児相と医療、警察、弁護士等との日頃からの連携がいざというときの介入の鍵を握る。学校も地域の要保護児童対策協議会の中身に関心を払うこと。

4. 看護学・医学等の幅広い文献における児童虐待研究を精査した研究成果では、児童虐待を以下のように定義し直している。

《養育者から子どもへの一方的な支配関係から成る、養育者の自覚の有無に関係しない行為による子

どもの状況を基盤とした、子どもの well-being を害する行為、及び子どもの well-being を保つ行為の欠如である》(馬場香里)

5. 子どもの well-being を地域社会の多様な面で見守り、支援参加やつながりを通して、より良い方向に導く営みが、市場原理優先、各自の自己責任主義のもとで、壊れたり、縮んだり、ゆがんだりしている。⇒ 自治体行政、国の政治の在り方の改革も必要。

私たちは何ができるのか、どう考えるのか。

1. 子どもの「声(つらさ)」「被害体験」・養育者の「声(悩み)」がともに生かされる仕組みづくり

○学校：子どもの声で事例(疑いも)が発見されれば、養護教諭が要となり、当事者の聴き取り、児相への相談・通告を。

○県や市町の子ども相談窓口の整備。○養育者の声が出しやすいコミュニティづくりと、身近な支援のネット。

2. 虐待をしないため、気づくための5か条

①地域での孤立、家族内の孤立が児童虐待の根っこ。これを変える。

②日々の生活の「うざったい」感情を子どもにぶつけない。

③自分が子どもを受容しケアする努力をしなければ、子どもはなついてくれない(虐待加害の義父に「あんたは本当の親じゃない」といった小4男児の例)

④傷つきの芽は「影」からも。「目立たない、おとなしい子」も虐待のつらさを「さわがない、言わない、がまんする」と学習している。

⑤親(おとな)である自分が他者依存(半人前)を自覚する。

今日、新自由主義が「排除と操作の社会」を作り出している。本来の市民社会は、相互の境遇・現実には干渉はしないが、個々に権利を認め合い、そのうえで必要に応じて共同行動し、政治にも共同参加することにより、原理は「相互承認社会」である。これが前述のもろもろの分断による「排除と操作」によって壊されてきているために、分断される側の、特に若者層で「ひきこもり」「閉じこもり」が生じたり、地域社会での家族の孤立化も起こりやすい。この「排除と操作」の現実を変えていくには、コミュニティが、重要なカギを握る。

児童虐待と向き合う際に、

①「疑い」がある場合の通報・通告も市民の自発的な行為として大事であるし、

②日頃から、各家庭が孤立しないためには何が要るか、手荒な子育て(マルトリートメント)次元で、「ヘルプの声」が受け止められるにはどういうつながりが求められるかの改善も必要である。

③本来、人は「操作できない」と認識すべき。乳幼児から児童・青年、成人・高齢者すべて、人は、選りながら発達し人格の主体として自立をしていく(その弱さが連帯を生む)。

「対話の関係」とは、ただ言葉の問題ではない。その子(ひと)を、自分で選り取り生きようとする

る主体として認めることである。乳幼児の基礎作りのために養育者の世話と保護が不可欠なのである。

【意見交換】

・児相の条件改善が必要である。24時間体制で通報があれば赴く。職員は20代ですぐ現場に出るが、十分な研修を受けていない。家裁の調査官は2年の研修がある。職員は超多忙で長続きしない。施設も老朽化している。

・心理相談を行っているが、虐待しそうになっている親がどこに相談したらいいかとの相談がある。児相に行く前の教育センターや市役所の子育て課等との情報交流、連携が必要だ。

・虐待問題も憲法13条に照らすと、個人の尊重という視点からのとらえ直しが必要ではないか。

・里親として虐待体験を直接聴いている。彼らは深い傷を受けている。当事者の声を聴くことも大切だ。

・虐待をうけた当事者です。身近な場所で自分でできることがあると思えば子ども食堂など居場所づくりをしている。

(当日の発表資料はあいち民研のウェブサイトに掲載します。詳細な資料、統計などが紹介されますので是非ご覧ください。)

文責：大橋基博(あいち民研研究部長)